

第4章 ごみ処理上の課題

第1節 排出抑制・再生利用等に関する課題

排出抑制・再生利用等に関する課題は次のとおりです。

1 排出抑制・再生利用等に関すること

- (1) ごみの減量化・資源化(3R 発生抑制(リデュース・Reduce)、再使用(リユース・Reuse)、再生利用(リサイクル・Recycle))を推進し、さらに代替素材への転換(リプレイス・Replace)を新たに加え4Rとして減量化・再資源化の意識を高める必要があります。

また、2003(平成15)年度から開始した「ごみ処理費用有料制度」を継続し、市民がごみ問題に関心を持ち続け、市民に積極的に取り組んでいただく必要があります。

- (2) 古紙類、ペットボトル、缶類、びん類等の資源化をさらに進め、分別精度の向上を目指します。

厨芥類については、自家処理による排出量の抑制や資源化を進めるため、生ごみ処理容器等購入補助制度を継続していく必要があります。

- (3) プラスチックごみの問題や気候変動へ対応するため、プラスチック類の資源化を推進すると共に、使い捨てプラスチック製品等から代替素材への転換(リプレイス・Replace)を推進していく必要があります。

また、現在使用している指定ごみ袋をバイオプラスチック製の袋へ転換していくことも検討していく必要があります。

- (4) 高齢者世帯等の中には、ごみの排出に苦慮されている世帯があり、ごみの分別や出し方について関係機関と連携したサポート体制を充実する必要があります。

【実施しているごみ出し支援事業】

- ・おたすけ券(軽作業助成券)の交付
(日常生活上の軽作業に係る費用の助成)
- ・生活支援サポーターによるお手伝い(社会福祉協議会)
(日常生活上のちょっとした困りごとのお手伝い)

- (5) 就業形態、ライフスタイルの変化や自治会未加入者の増加等により、地域のごみ収集ステーション(集積所)を利用せず、ごみ処理施設へ直接搬入する市民が増加しているため、自治会未加入者と各自治会を対象としたアンケート調査を実施しました。自治会未加入者では、回答いただいた方の約半数が協力費等を支払いごみ収集ステーションを使用している状況であり、直接ごみ処理施設に搬入している方が約1割、親戚や知人などに依頼している方が約3割、職場で処分等や協力費等の支払がなくごみ収集ステーシ

ョンを使用している方が約1割という結果でした。各自治会における自治会未加入者に対する対応については、指定ごみ袋によるごみステーションの使用許可では、約3割が「区加入者と同等に扱っている」、約2割が「協力金を徴収している」、約1割が「ごみステーションの使用を断っている」、約4割が「許可していないが、決まりがないので勝手に出されていると思われる」等でした。また、資源物については、約4割が「区加入者と同等に扱っている」、約2割が「協力金を徴収している」、約1割が「ごみステーションの使用を断っている」、約3割が「許可しているわけではないが、持ち込み者が区民かどうかの判断ができないので、全て受け入れている」等でした。

地域のごみ収集ステーション（集積所）へ出すことを基本としながら、地域の実情に合わせ、ステーションを利用していない市民の排出方法を検討する必要があります。

- （6）増加傾向にある事業系ごみについて、搬入ごみの展開調査などにより現状を把握し、対象事業者に対して適正分別処理を指導していくと共に、事業者の意識を向上させるための啓発を行い、事業者責任による資源化を進めていく必要があります。

2 啓発・広報に関すること

- （1）「上伊那クリーンセンター」及び「クリーンセンター八乙女」で効率的・安定的なごみ処理を行っていくために、ごみの分別基準について引き続き周知徹底を図っていく必要があります。
- （2）転入者や外国人及び自治会未加入者に、ごみの分別や排出ルールを徹底し、ごみ減量化・資源化に対する意識を高めてもらうために、衛生自治会と連携しながら積極的な啓発活動を実施する必要があります。
- （3）若年層から高齢層まで、分別方法や排出方法を正しく理解し、ごみの減量化・資源化意識を向上するため、市報、ホームページだけでなく、スマートフォン等様々な手法を活用し啓発活動を行っていく必要があります。
- （4）小中学生等にごみ減量化・資源化について学習してもらい、子供のうちから環境問題に配慮できるようにしていく必要があります。
- （5）不法投棄ごみを減らすため、衛生自治会と連携し、啓発やパトロールを行い、不法投棄（ポイ捨て）をさせない環境づくりを進めていく必要があります。